

面会規程

（目的）

第1条 本規程は、刈野辺総合病院の入院患者への面会について必要な事項を定め、院内の安全確保・感染防止に配慮し、面会によって入院患者の心身の安定を図り治療への意欲向上、回復促進に資することを目的とする。

（面会時間）

第2条 面会時間は平日、土日祝日全て 13 時～19 時

（面会人数および時間制限）

第3条 面会人数については、原則として制限を設けない。但し、患者の療養環境の確保および他患者への配慮の観点から、大人数での面会は控えるものとする。尚、同室内で面会が集中する場合は、入替制を依頼することができる。

2. 面会時間内であれば原則として時間制限は設けない。

3. 病棟の状況により、人数・時間を制限することが出来る。

（面会手続き）

第4条 面会者は面会手続き窓口にて手続きを行い、面会者シールを衣服に貼り付けること。

2. 面会終了後は速やかに退出し、面会手続き窓口でシールを返却すること。

（面会制限対象）

第5条 次の各号に該当する者は面会を禁止または制限する。

(1) 発熱、咳、咽頭痛、下痢等の症状がある者

(2) 感染症に罹患している可能性がある者

(3) 小学生以下の者

(4) 患者の主治医が医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した者

（感染防止対策）

第6条 面会者は手指消毒およびマスクを着用すること。

2. 病室への飲食物の持ち込みは原則禁止とする。

3. 面会中は患者の安静および療養環境に配慮すること。

4. 患者の感染症の状況により、N95マスク、ビニールエプロン、ゴーグル等の個人防護具を着用させることができる（着脱方法について病院職員の指示に従うものとする）。

（特別な面会）

第7条 重篤患者、終末期患者等については、医師の判断により柔軟に対応する。

2. 認知症患者等については、必要に応じて面会制限を緩和することができる。

（面会禁止措置）

第8条 感染症流行時や院内感染の発生時には、全面的に面会禁止とすることができる。

（遵守事項）

第9条 他の患者に迷惑をかけないように努めること。

2. 当院の面会手順、面会時間等、遵守すること。

3. 院内、敷地内で飲酒・喫煙等、院内で禁止されている行為を行わないこと。

4. 院内での写真・動画撮影・SNS への投稿禁止、および他患者等のプライバシーを侵害する行為を行わないこと。

5. 前項に違反があると認めた場合や職員の指示に従わない場合は面会を中止することができる。

(その他)

第10条 当規程は年度ごと、あるいは機会ごとに検討し、病床委員会の審議を経て改訂する。

(附則)

本規程は令和8年7月1日より施行する。